

ふじみ野市営住宅条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。))又は1親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。))があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。))にあっては、この限りでない。</u></p> <p>ア～ク (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居者の公募の方法)</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者(次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。))を除く。))に、現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。))又は一親等の血族(なお、60歳以上の者に限り二親等の血族(60歳以上の者若しくは18歳未満の児童に限る。))若しくは姻族に限る。以下同じ。))があること。</u></p> <p>ア～ク (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居者の公募の方法)</p> |

第6条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 市報及び市のホームページへの掲載
- (2) 庁舎その他市長が適当と認める場所への掲示

2 (略)

(公募によらない入居)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで、市営住宅に入居させることができる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(5)～(7) (略)

(入居の申込み及び承認)

第8条 第4条及び第5条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをし、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、第11条第3号に掲げる世帯に属する者による申込みについて規則で定める期間(以下「有効期間」という。)に限り、承認することができるものとする。

2 (略)

第6条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 市報への掲載
- (2) 市の掲示場、広報板及び庁舎における掲示

2 (略)

(公募によらない入居)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで、市営住宅に入居させることができる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(5)～(7) (略)

(入居の申込み及び承認)

第8条 第4条及び第5条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(入居予定者の選定の特例)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者については、第9条又は前条の規定にかかわらず、市長が指定する市営住宅に優先的に選考して入居させ、又は当選確率を高くする措置をとることができる。

(1) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が60歳以上の者である世帯

(2)～(3) (略)

(入居手続)

第12条 第8条第1項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。)は、承認のあった日の翌日から起算して15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 緊急連絡先を記載した請け書を提出すること。

(2) (略)

2～5 (略)

(敷金)

第20条 (略)

(入居予定者の選定の特例)

第11条 市長は、第9条又は前条の規定による抽選を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者に限り、規則で定めるところにより、当選確率を高くする措置を講ずるものとする。

(1) 60歳以上の者(以下この条において「高齢者」という。)の単身世帯又は高齢者と次のいずれかに該当する親族によって構成する世帯ア 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

イ 18歳未満の児童

ウ 高齢者

(2)～(3) (略)

(入居手続)

第12条 第8条第1項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。)は、承認のあった日の翌日から起算して15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 保証人をたて、当該保証人(入居権利者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認めるものに限る。)が連署した請け書を提出すること。ただし、やむを得ない事由により保証人をたてることができない場合において、規則で定める基準に該当したときは、保証人の連署を省略することができる。

(2) (略)

2～5 (略)

(敷金)

第20条 (略)

2 (略)

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第2項の規定により還付する敷金には、利子を付さない。

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅の修繕に要する費用のうち規則で定める軽微な修繕に要する費用は、入居者が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(入居者の保管義務等)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、入居者は、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の明渡しの請求等)

第39条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、

2 (略)

3 前項の規定により還付する敷金には、利子を付さない。

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅の修繕に要する費用のうち、次に掲げる費用は、入居者が負担するものとする。

(1) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすま紙の張替え等の軽微な修繕に要する費用

(2) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

2 前項に定めるもののほか、入居者の責めに帰すべき事由によって前項各号に掲げる修繕以外に修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(入居者の保管義務等)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、入居者は、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の明渡しの請求等)

第39条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、

当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 第4条に規定する入居者の資格を喪失したとき。

(8) 有効期間が満了したとき。

(9)・(10) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4 第1項第2号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号から第10号までの規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 (略)

当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(6) (略)

(7)・(8) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4 第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 (略)